

ID: 1930

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	認可地縁団体の合併認可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の45第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。 (1) 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。 (2) 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。 2 前条第1項の規定による告示後に前項(第2号に係る部分に限る。)の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。 3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。 4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日